

福山市における今後の同和行政のあり方について

高野眞澄

要約

本稿は、福山市同対審の「答申」提示ののち、筆者が担当部局の求めに応じて、市幹部職員を対象に、答申の概要、基本的な考え方などについて講演した記録をもとに、今時点で必要な加筆を施したものである。意見など評価にわたる部分はすべて私の立場のものである。国の人権政策の動きや他府県市の同和行政の到達点を見すえつつ、部落問題をメインに、人権・同和問題の本質に立ち返ることの重要性を強調している。その意味で、これまでより幅広い視野に立って、法失効後の同和施策に関する基本的事項、その中で当面する対策事業の見直しや、部落解放につながる総合計画を人権のまちづくりの観点で進めていく上での基本的な考え方について論及している。なおまとまりを欠き抽象的な論議の域を出ないが、筆者としては本稿を法失効後の人権・同和行政のあり方を考えるための第一歩にしたいと考えている。

はじめに―福山市同対審答申の策定に携わって―

すでにご案内のように、二〇〇〇年三月一六日、福山市同和対策審議会は、「福山市における今後の同和行政のあり方について」の答申を取りまとめ、三好章市長に提出された。今回の右審議会は、同市が前回の第一次同対審で答

申をお出しになってから実に二六年ぶりの開催であり、本市を取りまく同和行政の枠組みが大きく変化する時期に際会したので、これまでの取り組みの経過を振り返るとともに、二〇〇二年三月末に迫った現行法の終期を見すえ、一般対策への移行を見通して、現状に合わない事業の再検討を含めて、新たな基本方策を答申で提示することにしたしだいである。

3 福山市における今後の同和行政のあり方について

一九九八年一月二七日以来、審議会は正味一年四カ月の間、精力的な調査・審議を遂げて答申の策定にこぎつけることができ、背尾博人会長職務代理をはじめとする審議会委員、ならびに担当事務局関係各位のご尽力に、この場を借りて会長として感謝の意を表しておきたい。

さて今回の市答申は、前文と本文、そして後に資料をつけている。前文と本文第一ではこれまでの福山市における同和行政の足取りについて総括し、本文第二では同和問題に対する認識と今後の同和行政推進の基本方向、本文第三が各個別対策の今後の方向性、最後に結語をおいて、資料を付けている。これが答申書の構成である。

答申書は文章表現にもあれこれ配慮されており、難解な箇所はなく、読みやすいものになっていると思う。また、解釈を含めて議論を惹起するところも多くはないように思う。しかしできあがったばかりの温かいうちに、レポートメーカーの一人として何か参考になることを幹部の皆さん方にお話するようにと要請をうけた次第で、本稿はその際管理者研修として筆者が講演したものを基に多少の補正を加えたものである。

当審議会としては、最初に大事な点を指摘しておくが、今回同和行政が一般対策の方向に大きく変化する過渡期に際して、改めて人権問題の本質に立ち返って、幅広い視

点から同和問題を見つめ直すことで二〇〇〇年度以降の基
本方策を明確にし、またこれまでの同和行政手法を改めて、
人権・同和行政として再構成することの必要性を痛感する
に至ったことである。

これにより、瀬戸内の中核都市である本市が、次の百年
を本市の「人間環境都市宣言」で描かれているビジョンを
人権の面に具体化して名実ともに人権尊重都市として歩み
出すことが、これからの本市の第一の社会的使命ではある
まいかと考えているところである。

一 答申策定の背景事情―国・地方自治体の動向―

前置きはこのくらいにして、内容の面に入って、答申の
策定を動機づけた背景事情について述べたいと思う。答申
策定の背景に関しては答申の前文と本文第一で述べている
が、とくに答申の具体化に立ち合われる幹部の皆様にはあ
らかじめ共通の意識としてもおいてもらうことが必要
と思い、以下若干言及しておきたい。

第一は、国の動きである。周知のように、一九六九年に
「同和对策事業特別措置法」ができて以来、国が講じてき
た特別措置法に基づく同和行政がとくに一九九〇年代に入
って大きな転換期を迎える。この点の認識は大変重要であ

る。この一九九〇年代に入ってからこの国の動きを時系列的にみると、一つは若干さかのほるが、一九九一年一二月に「地対協」の意見具申が出て、同和問題の早期解決を旨として、同和関係の立法では同対法、地対法につぐ三つ目の同和関係法として地対財特法が成立することになった。この法律は二度目の五カ年延長となっている。

二つ目は、一九九六年五月、「地対協」が改めて意見具申を出して、今度は一般対策への円滑な移行にむけて、物的および非物的事業等、各般の具体の経過措置を講じることにしたのである。六九年にはじまった特別対策としての同和対策の枠組みは、ここに二〇〇二年三月末で終了することになって、二〇〇二年度から一般対策活用期を迎えることになる。

それから三つ目の動きは、同じ一九九〇年代の後半を機に、以上のことを踏まえ、重複する形で、あたかも世紀末の到達点を象徴するかのように、国の人権政策が久し振りに何がしか活気づいてくる。例えば、「人権擁護施策推進法」が成立し、この法律で定めている人権擁護推進審議会が立ちあがり、人権教育と啓発に関わる施策と差別や人権侵害の被害の救済に関わる施策について法務省を事務方として比較的早いペースで調査審議を進めているところである。前の方の諮問第一号についてはすでに答申が出され、

人権教育・啓発推進法が制定をみるに至り、後の諮問第二号に関する被害救済の施策については中間取りまとめを経て今年五月頃には結論が出る予定である。とくに後者の答申の中身が問題となる。部落差別と人権侵害について調査し、調停を行い、仲裁ができる中央政府・行政機関から独立した人権委員会、これは国家行政組織法第二条の委員会、三条委員会を中央に、そして地方にも創設をめざした答申が出されるかどうか、強い関心をもって見守っているところである。

それから四つ目は、以上と並行して、市民にとって最も身近かな自治体の行政が、地方分権にむかって急旋回を遂げている。地方分権推進法をうける形で昨年四月からすでに新しい地方分権一括法が施行されている。国の役割の限定、機関委任事務の廃止とあいまって、自治体の自己決定の範囲が広がってくる。したがって、今後地域の人権課題をキャッチして、これに網をかけて組織化していく仕事は、あれこれの自治体や行政だけの仕事ではなく、地域住民や民間の組織・団体の力が組み合わさることで、パートナーシップないし協働体制というか、そういうことで解決策を見つけていくことが分権化社会において求められるところではないか。いわゆる「行政」というと、従来国・自治体の公権力の執行を旨としたアドミニストレーションとして

の行政から、市民への公共サービスを旨とした、企業の経営体に似たマネージメント・システムとしての行政へ、行政自体の概念形態^{コンセプト}に変化をもつて見られる時期に際会しているといつてよいかと思う。

第二は、こうした国の法の流れ、あるいは「地対協」意見具申等人権政策の動向に、とりわけ一九九〇年代後半の自治体が相ついで呼応するという自治体側の動きである。大阪府・市をはじめ北九州市、豊中市などいずれも同和行政では先進地である。例えば、大阪府では九六年一二月の府同対審答申の趣旨（答申の基になっている考え方）に立って、人権行政の一環としての同和行政の今後の方向性を提示し、一般行政としての同和行政の今後の方向性を確認している。そこで本市の審議会としては、今回こうした他都市の動向を参考にして、本市が今世紀末で他都市比較ほどの程度のところまで同和行政を進めているのか、またその到達度を確かめるために、審議経過の後半では三つの専門部会をフル回転し、それらの合同部会を再三にわたり積みあげ、また先進地の視察も織り込んで、全体的な議論の集約を図ってきたところである。

また福山市では、一九九四年に同和地区実態調査をやつていて、その結果も今回参照した。事業展開の成果に見るべきものがある反面で、なお母子・父子家庭の割合が高い、

高齢者単独世帯等、地区の世帯構造自体に生活基盤の不安定があるのではないか。結婚差別がまだ根強いのではないか。加えて結婚とか就職とかいう人生の門出だけではないに、最近では職場や家庭など日常の地域生活にまで差別事象が浸透し広がってきている事実が被差別体験によって証明されている。いわば差別の日常性の現実である。また、低所得世帯が高い割合であること。また高校中退、大学進学率の横ばい状況や就労の不安定、事業経営の零細化などなど、こうした多くの課題が残されていることが実態調査の結果、判明したところである。

さらに加えてもう一点、本市を含めて本県の同和地区は、全部で四七〇あまりあり、一地区人口を平均して一七〇人あまりの、いわゆる少数点的であること。こうした本県、本市の特徴に加えて、同和行政を随分前からやっついて、行政の施策・事業がまったくおよんでいない地区、手付かずのままに置かれている地域がある。同和行政が入らず、また入れないままに年月が経過して、したがって劣悪な状況はそのまま残されている実態についても、審議会は今後の施策展開の上で考慮すべき要素として言及することとした。

本審議会の今回の答申は、要するに、国や地方を巻き込んだトータルな同和行政の枠組みの変化に対応を迫られた

ことである。にもかかわらず審議会としては、そういう国の動きや法の流れにただ従っていくというだけではなく、新たな方向性を打ち出すべきこの転換の時期に同和行政の総合行政としての視点を貫くとともに、その他の人権課題を含めた人権・同和行政のより広い観点に立って、「人権」というただの二文字ではあるが、人権という文化の価値をこの地に根付かせていく人権文化形成の意義の重要性を認識し、できる限り主体的にことにあたった次第である。

二 同和問題に対する基本認識…三つのキー

それでは、つぎに今後の同和行政をどのような基本的な姿勢で進めていけばよいのか。ここはこの答申の総論部分をなすもので、一自治体の姿勢に必ずしも固執しないで、同和問題に対する基本的な認識、三つのキーについて述べてみたい。

1 基本的人権の保障

行政が同和問題をみる基本認識の第一は、部落差別の長い歴史的な現実を認識すれば出てくることであるが、日本社会の中で差別のために疎外され、現に苦境を強いられているマイノリティー、少数派(者)の人たちの基本的人権

を尊重するということである。人権保障の認識といってもよいかと思う。いいかえれば、被差別当事者一人ひとりの個の尊重を基礎に、それぞれの自己実現を保障していくことである。このことを押えた上で、私たちはもう少し先のことともみて、たとえば差別に起因して生じている生活など、格差の是正からこの人たちの自立支援の施策を講じていくことも視野に入れることにした。

2 差別からの自立

第二は、差別からの自立ということである。差別される側の差別される関係というのは、どうして解消するのか。それは差別される側の少数派当事者に対し、多数者として、マジョリティーとして向き合う側の人たち自身が、差別からの自立をめざすということである。差別をなくそうとする側が「寝た子を起こすな」では策の立てようはない。差別はなくなるものであり、またなくすべきものであって、そのために差別をタブー化しないことが大事である。今日なお、部落差別がトータルに解消をみる状態に達しない以上、多数者にも差別からの自立と解放が求められるのではなからうか。差別の当事者性から逃避してはいけないのである。この点は市民啓発の要諦かと思われる。

3 地域への広がり

第三は、地域への広がりである。今述べた第一と第二が相まって、地域住民全体の福利の増進にむけて、差別のない人権のまちづくり、ないしは人権を基調とした人権文化社会の形成をめざして地域のヨコの広がりを図っていくことである。地域において一人ひとりの個性の共存と実現のために人権の基盤を広げていくということは、結果として行政サービスの拡大となるけれども、差別が地域に根ざす以上、それは今日主流化しているヨコ型社会における公共機関としての条件整備行政の重要な努めだと思う。

以上述べたことの一つは、地域における被差別マイノリティのグループに属する人たち一人ひとりの基本的な人権の尊重ということ、二つはふつうその人たちと向き合って差別をなくそうとする側に立つマジョリティ、多数派(者)に求められる差別からの自立という要請、そして三つは地域への面としての広がり、これらは今は、人権・同和行政のキーワードといえるものである。これらのキーを開花させて、実現させるということは並大抵のことではないけれども、私たちは差しあたって現在進行中の同和行政の枠組みの移行といった、目の前の現象の推移に、ただ目を奪われるのでなしに、法期限以後の切羽詰まってきた新たな時

代を見すえて、事業の点検を怠らず、一般対策の最大限活用を図って、残事業や未実施地区に対する施策についても、工夫・改善を凝らしていく必要があるのではなからうか。

教育対策の面でも、たとえば地域進出(学力保障、非識字の克服)ということが、少子化や住民の意識の変化などによって現在大きな壁にぶちあたっている。だからといって、廃止の結論を急ぐのではなしに、これまで培ってきた成果を出し尽して、活路と再生の道を見つけ出す、そういう努力が先行することではないか、被差別地域の子どもの学習権の保障といった、人権としての教育の形態が果たしてきた役割を終えてしまったのかどうか、今後、行政責任としての教育の課題をどうおし進めていくかについて、もつと多面にわたって論じ、話し合い、掘り下げていく必要性があるのではないか、と思う。

われわれが以上のように同和行政を認識するのは、同和問題は単に同和地区や地区住民の問題ではない。そうではなくて、部落差別を残している現代日本の社会の仕組み、あるいは人間関係のありよう、あるいはまたその歪んだあり方といったものが根底的に問われている問題ではなからうか、このように考えている。

三 同和行政推進の基本方向…五つの観点

それでは、今後の同和行政推進の基本方向として、どういった指導原則の下で進めていったらよいのか。審議会としてはこの点で五つの観点を盛り込むことにした。

第一 地域性

まず一つは地域性の観点に立つことである。同和行政は何よりも地域における個人に注目し、個の尊重とともに、一人ひとりの自己実現の伸長といった価値の実現にむけて施策を推進していくことではないかと思う。地域性の観点到立つということは、とりわけ同和行政の第一の出発点である。

福山市の総合計画を例にとると、「人間環境都市ふくやま」の基本理念を地域住民個々の人権の面に具体化するということである。ちなみに先程から「自己実現」ということに言及しているが、自己実現の権利は今日の憲法学者によって人権価値の核心ないし人権論の真髄とされているものである。直截に言って、人はそれぞれの人生のあり方についてみずから決定できるといふ点で等価であり、国家もまたこうした差別の撤廃を尊重し、したがってまた国・自治体をとる人権施策においても自己決定・自己実現をそれ

ぞれの行政施策の分野で最重要ポイントに設定するといふものである（参照、江橋崇「国民国家の基本概念」『現代の法』1、岩波書店、一九九七年、一四頁以下）。

第二 総合性

二つは総合性ないし広域性の観点である。同和問題は、前にも述べたように、同和地区や地区住民の問題というより、部落差別を残している今日の日本の社会構造なり人間の意識のありようの歪みから生じている問題といえる。したがって、部落差別の撤廃は日本の社会における他の差別問題の撤廃と通底していること、このことからより広く女性、子ども、障害者、高齢者、在日外国人などの個別の人権課題との地域的広がりの中で、「人権の共存」を実現していく取り組みが必要となってくるのである。この意味で、従来の同和行政を、女性行政などと同様に、総合施策の枠組みの中でより広く人権・同和行政として再構成し、人権のまちづくりといった膨らみをもつて進めていくことが何よりも重要なことである。

今回の市答申を基に、庁内で作成される同和行政基本方針では、この人権共存を視野に入れ、「同和対策長期総合計画」（一九七二年）、「第三次福山市総合計画」（一九九五年）など本市の諸計画との整合性、あるいは事業施策の間の関連性を見すえて、かつ人権・同和行政を推進する行政

組織や推進体制の再整備も図っていくことが求められてくるかと思われる。

第三 国際性

第三は国際性の観点である。人権は人類普遍の国を越えた課題である。この人権の普遍性という重い課題を実現するべく、自治体がどこまで独自に対応できるのか、これがこれからの自治体に問われる公共性判断の重要な立地点になつてくると思われる。

現在日本が批准している国際人権条約は一〇個ある。半世紀を超える国連の指導の下で国際社会共通の法規範となつている人権条約は二三を数えるので10/23となる。経済大国日本としては決して多い数ではないが、せつかく批准した諸成果を国内社会の問題解決に生かしていくことが大変大事なことである。本市には三六〇〇人にのぼる外国人市民が共生し、多文化共生は現実のものとなつている。彼らの生活実態に対する国際理解、相談窓口などきちつとした対応が求められている。また教育面でも日本の同和教育運動は国際人権教育の成果の摂取が求められている。世界の人権教育に学ぶことが日本の同和教育の課題に應えることになり、また日本の同和教育そのものをより豊かに発展させることに連がるということが、まだ充分な形で示されていないように思われる。こうした点は引き続き本市の

教育行政、学校同和教育の今後の課題になるかと思われる。

第四 公開性

第四は公開性の観点である。東西冷戦期の工業化時代をくぐり抜けて、市場化、情報技術化が本格的に日本の社会に伸展してきて、市民一人ひとりを主役とする市民と行政の新たな関係のあり方が問われるようになってきた。住民本位の行政、市民合意の形成は、もはやかけ声では済まされなくなつている。情報公開の原則を守り、行政の施策・事業が問題の解決に役立っているかどうか、効果を表わしているだろうか、またそれが市民の理解を得られるものなのかどうかなど、不断に自己点検・評価を怠らず、行政の透明性を高め、説明責任を織り込んだ開かれた行政のあり方が強く求められている。

この点は、人権・同和行政においても例外ではない。本審議会においても、当初から原則公開の線で運用されているが、今後はこれを常置の機関に衣替えるなどして、より広く委員に適任者を迎え、適時適切に市民の意向を反映させていくことが期待される。

第五 効率性

最後に効率性の観点がある。国の行政も去る一月六日にスタートした省庁改革に伴って、政策評価の業務を実施し

て国民に対する政府の説明・応答責任を負担し、効果的で質の高い行政の執行が求められている。自治体においても、地方分権の推進を踏まえて、従来にも増して簡素で、効率的・効果的な行政の運営の確立を図っていくことが求められている。加えて、行財政改革の観点からも、例えば解放会館・集会所の整理・統合を進める一方で、福祉や人権擁護など相談事業にも複合機能をもったものへ組み替えを試みる時期にきている。現時点では団体補助金についても、使用状況の的確な把握、事業効果の確保、執行の適正化が求められ、抜本的見直しが迫られている地域進出を含めて、知恵を絞りベターな方策を出していくことである。

四 各個別対策と「重点施策」

ここは各個別対策と重点施策を述べているところで、個々の同和行政の具体的な方策とか今後の方向性を述べたいわゆる各論にあたる。いわば市長の答申に対する実質的な回答にあたる部分である。構成は左の通り。

- ① 人権啓発・擁護対策
- ② 教育対策
- ③ 社会福祉対策
- ④ 産業・職業対策
- ⑤ 環境改善対策
- ⑥ 同和対策諸制度
- ⑦ 補助金

行政職員のかたがたには最も大きな関心をもたれるとこ

ろで、後日庁内各部署で細部の検討がなされることと思う。各個別対策の今後のあり方についてそれぞれ「重点施策」を掲げているので、格別の関心をもって対処していただきたいところである。コメントはすべて省略したい。

五 今後検討を要する課題私案

今回の答申では今後の検討課題として留保した部分は少なくないと思われる。市当局として公的機関として遠くない時期にみずからの政策評価に関して何らかの公共性判断を迫られることが予想されるが、ここでは多少の問題提起の意味であえて私見を四点提示させていただく。

その1 「人権教育のための国連一〇年」と市政への摂取 「人権教育のための国連一〇年」を福山の市政にどう摂取していくかという問題である。地域の行動計画の中にこれを受容して人権教育課題に生かしていく必要性については、答申では簡単に触れるだけになっている。差別からの自立のための教育実践の国際的な流れに、本市としてどう向き合っていくか、いくべきなのか、とくに人権教育と同和教育との接点なり関連性をどう押えていくかという大きな問題が横たわっている。

人権教育か同和教育か、そのいずれに軸足を置こうとも、

教育実践の第一線での真摯な掘り下げなり、積極的な提言が今待たれるところではないか。市としてもこれからの地域の教育行政課題としてこれをどのようにして受容していくか、一般行政との関わりも含めてとらえていく必要がある。この点、人権教育の裾野が市政全般に与えるインパクトの大きさを考慮するとき、行政の縦割りを越えて、総合行政としての人権・同和行政そのものをどう位置付けていくかの問題に立ち返っていく。人権教育の潮流が突きつけているものを地域社会の市民合意の形成や人権のまちづくりの方向に繋げていく取り組みは、容易ではないが、市政のあり方の基本姿勢に関わる重要性を秘めていることを指摘しておきたい。ひいては国家、行政を含めた人権侵害の救済方法の一環としてみても、市民の人権教育を充実する必要があるだろう。

その2 人権・同和行政の推進と企業との連携 同和問題解決の最重要課題は、何といたっても就労と教育にあり、前者について採用の際の身元調査が差別の助長に連がることから、就職の機会均等をどう保障するか、それに関わって企業の人権意識をどう高め、社会の単位としての責任をいかに分担していくかの問題がある。

適当な職業の確保という問題は、戦前の融和行政時代がはじまった一九一〇年代はじめからの部落改善事業の第一

歩として主張されてきた古くて新しい課題である。企業、企業者の皆さんとの協議網、連携策を密にして、人権問題の理解、協力を求めていく必要性はきわめて高い。生活手段の確保が差別からの自立と解放へのスタートである。とりわけ企業の動向が市政や市民生活に大きな影響をもつ本市ではなおさらの観があるが、この点は答申ではほとんど述べられていない。

それだけに今後の課題として、広島県が福山市に設けている雇用開発室の活用がいつそう期待されるし、四〇〇社を超える事業所が加入する「福山市企業民主化経営者連絡協議会」の存在、役割が大きいといえる。企業の立場では、まず利潤とか経済的合理性の追求なのだということがあるかと思われるが、同時に今日の男女雇用機会均等法、男女共同参画社会基本法の下での企業の社会的役割りや守備範囲を考えると、公正な採用選考、あるいは地域社会の民主化、人権のまちづくりに行政、NGO、NPO法人と連携して取り組む、そういう企業人の参加が人権行政の執行においては欠くことのできないものとなっていることを強調しておきたい。

その3 人権のまちづくりと条例制定 人権尊重のまちづくりは市議会の役割りとも大きく関わりをもってくる。人権擁護と自治体のあり方の一環として、先に触れた国際

人権条約や国際高齢者年など国際法規や国際的取り決めの内容を地域の問題解決に生かしていくこと、そのために条例という有力な武器を使わない手はないといえよう。

先進地ではすでに実績が示され、独自の人権施策をまとめ、これを総合的・計画的に推進していく根拠として、差別のないまちづくりとか人権尊重の社会づくりをめざす条例制定が府、県、市に漸次見られるところである。

周知のように、西欧デモクラシーの伝統に根ざす「人種差別撤廃条約」は、性差別とともに現代世界の差別の双壁とされている人種による差別の撤廃をめざしている。本条約は国連では早い時期に採択され、今日では加盟国の数でも最多の締約国を誇っている。しかしこの条約の「人種差別」に部落差別が入るかどうかをめぐって大きな問題となり、第四条を留保した形でわが国は加盟している。しかし自治体では、とりわけ多くの異なる人種の人たちを抱える大阪府においては、本条約の差別撤廃の趣旨を生かすことが第一の条件だとして、「人権尊重の社会づくり条例」を他府県に先がけて制定、分権と自治の新時代の範を垂れておられる。良質の条約に学んで、地域課題の解決に陽をあてていく姿勢に自治体の先見性を看取することができる。地方議会の皆さん方には、こうした人権のまちづくり条例のもつ役割り、意義を改めて認識いただいて、今後とも分

権化に対応する取り組みを進めていただきたい。

その4 行政と市民活動とのパートナーシップの確立

阪神大震災で活躍したボランティア団体の活動を機にその重要性が認識されるとともに、公共的活動に取り組み自立した市民団体に法人格を獲得できる途を開くいわゆるNPO法が一九九八年に成立をみて、この中・四国地方の主要都市でも活発な動きが見られるところである。本市においても、自然との共生、文化・芸術、スポーツ、医療などの振興、支援をめざす団体に伍して、人権擁護の面で地域に密着して調査・研究に取り組む団体が出てきて、市が対応していくことが充分想定されることである。地域の教育力を高めたり、人権のまちづくりをコーディネートするボランティア活動やNPOとの連携を進めることは、これからの市政運用のあり方にとって欠くことのできないことであり、行政の体質改善にも役立つことと思われる。

六 むすびに代えて―「答申」の位置づけについて―

最後に、むすびに代えて、今回の市答申の位置づけについて、二点ほど感想を述べておきたいと思う。

今回の答申はこれからの本市の施策のあり方についての「プログラムの宣言」である。理念を宣言する部分がその

意味では多いが、ここから市政運用のための養分をどれだけ吸い取り、具体の行政に生かしていくか、ということである。また答申は同和行政の基本的な指針ガイドラインでもある。具体的な処方箋を書いた手引書マニュアルではないが、これを尊重して、この方向で今後の各般の市政に生かしていただくことである。答申を読み込んでもらって日常行政の解釈運用に使っていただくのは幹部皆さんの双肩にかかっているとであろう。

担当事務局では、市答申の実施にむけて、「基本方針」の策定作業を進めておられるが、要は答申実施の責めは全庁的なものであり、一部局のなすところではないということである。市政の不可分一体の課題達成のために、全庁的な協力体制が期待されるゆえんである。

つぎに、今回の市答申は、先にも触れたように、一九九〇年代に出されてきた先行、先進の府県市の答申に学び、それをにらんで書いたもので、九〇年代には結局納めきれなかったけれども、二〇〇〇年度のものはいちばん早い答申になるかと思う。

しかし本答申は、人権・同和行政をめぐる近年の激しい変化、推移を考慮すると、答申書の生命力はそう長いものとは思われない。五年を一節せつと考えても、一〇年あたり、せいぜいそのあたりを目標において、この間に実態調査も

入れ込んでいくと、あまり先を見通せない状況である。

ただ、答申や総合（長期）計画は、地域住民の実態を十分に把握しきれていないと説得力を欠き、浮薄なものになるに違いない。同和地区の実態調査だけでなく、在住外国人の問題といった他の人権課題についても今後その必要をみることになるかと思われる。

以上総じて今回の答申では、同和問題をメインの対象にしながらも、この際人権・同和問題の本質に立ち返ることの重要性を強調することで、これまでより幅広い視野で人権・同和問題を見つめ、中核都市にふさわしい人権政策形成の基本的な筋道を指示し、本市が人権尊重都市としてスタートする足がかりを築けたように思われる。要は、多くの問題を提起している今回の答申を受け取るそれぞれの立場で、緊張感をもって批判的に議論を重ね、しかしこれを尊重し、活用しつつ着地点を模索していただくこと、このことを期待して止まないしだいである。